

舞台利用についての注意事項

令和4年4月1日

鳥取県立倉吉未来中心

0858-23-5390 (代表)

0858-23-5387 (舞台技術室 直通)

- 1 裸火、スモークマシンなどの火気を使用したり、火災予防上危険な物品を持込まれる場合は、ご利用日の一週間前までに「喫煙等承認申請書」をご提出ください。(裏面)
- 2 誘導等を消灯する場合は催し物開催届出書(避難口誘導灯の消灯)を提出してください。
- 3 消防避難誘導設備(非常口、避難誘導灯、消火栓など)の周辺へものを置くことは禁止です。
- 4 舞台大道具類は防災処理加工済のものを使用してください。
- 5 倉吉未来中心は全館禁煙です。
- 6 舞台上でのガムテープ、両面テープの貼り付けは禁止です。(ビニールテープのみ使用可能です。)
- 7 客席内でのテープ類の貼り付けは禁止です。(ケーブル養生マットを舞台下手に常備しています。)
- 8 2寸以上の釘打ちは禁止です。(舞台のかまち部分への釘打ちは禁止です。)
- 9 音響反射板、ポータルパネルへの道具の立て掛けは禁止です。
- 10 「すのこ」で作業を行う場合は、必ず職員に申し出てください。
- 11 出演者を吊ったバトン等の昇降は原則としてできません。
- 12 イントレ等を設置する場合は、必ず舞台面に対して養生を施し、転倒防止対策を講じてください。
- 13 搬入口のシャッターは、必要な時だけ開けますので職員に申し出てください。
- 14 楽屋通路において、2キロワットを超える電気器具を使用する場合は職員に申し出てください。
- 15 ごみ、廃材等は主催者で持ち帰ってください。
- 16 舞台備品の使用は必ず職員に申し出て使用し、公演終了後は定位置に返却してください。
- 17 施設、備品などを破損、紛失した場合は、すみやかに職員に報告し、指示にしたがってください。
- 18 スピーカーをスタックする場合は、ラッシングベルト等による転倒、落下防止対策をしてください。
- 19 その他(舞台での作業時は以下の事項は厳守してください)
 - ・作業中は十分な安全管理を行い、特にアルバイトには安全指導を徹底して行ってください。
 - ・高所作業を行う場合は、十分な安全対策を行ってください。
 - ・高所に機材を設置、吊込みする際には十分な落下防止対策を行ってください。
 - ・ローリングタワー、高所作業台に乗ったままの移動は禁止します。

舞台等での火気等使用について

当館の舞台上等で火気等を使用するときは、鳥取県中部ふるさと広域連合火災予防条例施行規則第3条の規定により、倉吉消防署へ「喫煙等承認申請書」を提出する必要があります。提出にあたり、次の要領により手続きを行ってください。

1 届出を要する火気の種類

①	スモークマシン（コンセプトマシン、ディフュージョンフォガー等）	（危険物）
②	裸火（煙草、線香、ローソク、マッチ、クラッカー等）	（危険物）
③	ロスコタイプスモークマシン	（非危険物）

※③は、倉吉未来中心防火管理者の承認のみで可。

スモークマシンは、使用する発煙剤によって危険物か非危険物かに分類されます。

非危険物の場合は、倉吉未来中心への届出のみで、消防署への届出書は要りません。

2 提出書類

①	「喫煙等承認申請書」 2部（倉吉消防署用、未来中心用） ※申請者の控えが必要な場合は、1部追加してください。
②	使用の状態を記入した舞台平面図（使用位置、消火設備位置を記入）
③	・スモークマシン等の使用物の概要説明書 ・発煙剤の成分表等
④	消火設備の種類、名称、数量を記入した消火設備説明書
⑤	催し物のスケジュール表（火気等の使用時間を記入：準備作業、リハール等を使用する時間を含む）

3 提出期限

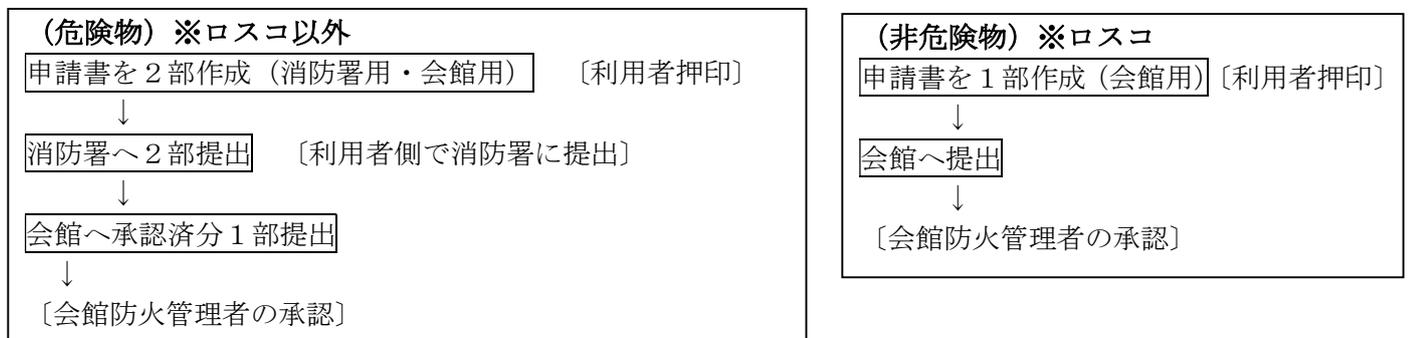
火気等を使用する日の **7日前まで**

4 利用日に準備するもの

消火器等の消火設備

※火気の近くに消火器等を設置し、火災発生時には消火できるようご用意ください。

5 申請手順



6 倉吉消防署

〒682-0922 倉吉市福守町415-2

鳥取県中部ふるさと広域連合 消防局 予防課予防係

電話（0858）29-5127